

変更箇所別概要表

(美幌町)

対図 番号	変更箇所名	変 更 内 容						変更面積	現況及び変更理由	関連する措置
		現 在			変 更					
		種 類	建ぺい率 容積率	外壁後退距離の限度 建築物の高さの限度 敷地面積の最低限度	種 類	建ぺい率 容積率	外壁後退距離の限度 建築物の高さの限度 敷地面積の最低限度			
1	稲美第1地区	第一種低層 住居専用地域	40% 60%	— 10m —	第一種 住居地域	60% 200%	—	0.4ha	街区整備により、土地利用状況が変化したため、用途地域界を現在の道路中心に合わせ、第一種低層住居専用地域から第一種住居地域に変更する。	
2	稲美第2地区	第一種低層 住居専用地域	40% 60%	— 10m —	第一種低層 住居専用地域	50% 80%	— 10m —	19.3ha	当該地区は、建替え時期を迎えている住宅地であり、適切な住宅規模の確保と近年の増床需要に対応していく必要があることから、容積率及び建ぺい率を変更する。	
3	稲美第3地区	第一種低層 住居専用地域	40% 60%	— 10m —	第一種低層 住居専用地域	50% 80%	— 10m —	25.2ha	当該地区は、建替え時期を迎えている住宅地であり、適切な住宅規模の確保と近年の増床需要に対応していく必要があることから、容積率及び建ぺい率を変更する。	
4	稲美第4地区	第一種低層 住居専用地域	40% 60%	— 10m —	第一種中高層 住居専用地域	60% 200%	—	0.0ha (270㎡)	街区整備により道路形状が変化したため、用途地域界を現在の道路中心に合わせ、第一種低層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域に変更する。	
5	青葉地区	第一種低層 住居専用地域	40% 60%	— 10m —	第一種低層 住居専用地域	50% 80%	— 10m —	19.5ha	当該地区は、建替え時期を迎えている住宅地であり、適切な住宅規模の確保と近年の増床需要に対応していく必要があることから、容積率及び建ぺい率を変更する。	
6	野崎地区	第二種中高層 住居専用地域	60% 200%	—	白 地	60% 100%	—	5.3ha	当該地区は、現在農地として利用されており、今後農業としての土地活用を促進すべく、農用地域へ編入される見通しであることから、用途地域を廃止する。	
7	美富地区	白 地	60% 200%	—	第二種中高層 住居専用地域	60% 200%	—	2.4ha	当該地区は、市街地外縁部の住宅地であり、今後隣接する住宅地とともに住環境を適切に保全していく必要があることから、新たに第二種中高層住居専用地域を指定する。	